

下関市介護予防教室事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業のうち、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を実施することにより、高齢者が介護を要する状態となることの予防や健康状態の維持及び改善を図り、もって高齢者の介護予防への自主的な取組と自立した生活を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 市は、高齢者に対して、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上その他介護予防に資する普及啓発を行うため、下関市介護予防教室事業(以下「教室」という。)を実施する。

(実施主体)

第3条 教室の実施主体は、下関市とする。ただし、教室の全部又は一部を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認める者に委託することがきる。

(対象者)

第4条 教室に参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、教室を実施する当該年度中に65歳以上になる者
- (2) 医師等から教室に参加することを止められていない者
- (3) 教室の実施期間中、継続して参加することが可能と見込まれる者
- (4) 歩行が自立しており、教室実施中に介助を必要としない者
- (5) その他市長が教室に参加することが適当でないとする特別の事情がない者

(参加者の募集)

第5条 参加者の募集は、市報その他の方法で行うものとする。

(参加の申込み)

第6条 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 参加申込書(様式第1号)
 - (2) 健康調査票(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (参加者の選定等)

第7条 参加者の選定等については、申込みのあった者に対しては、第4条の規定に基づき参加の可否を判断した結果を、申込者に連絡するものとする。
参加者の選定等については、年度毎に定めるものとする。

(教室運営)

第8条 教室の実施時期、実施内容等詳細は、年度毎に定めるものとする。

(参加料等)

第9条 教室への参加費用は、無料とする。ただし原材料費等の実費相当分については、徴収しても差し支えないものとする。

(指導者等の配置)

第10条 教室の実施に当たっては、介護予防の知識や経験を有する指導者及び当該指導者を補助する補助者を配置するものとする。

(実施会場)

第11条 教室の実施会場は、活動等に際して支障がない広さを確保するとともに、消防設備等の必要な設備を備えるなど、安全に配慮するものとする。

(実施中の指導者等の遵守事項)

第12条 指導者等は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 教室の実施に当たり、別紙1「運動の中止等基準について」を参考に、
血圧及び脈拍測定等で異常があると認められる者については、運動へ参加させず、又は中止するなど、当該参加者の健康状態に留意しなければならない。
- (2) 教室の実施に際しては、安全に配慮し、事故防止のため十分な注意を払うとともに、別紙2「緊急時の対応について」のとおり、緊急時に対応できるよう体制を整備しなければならない。
- (3) 教室の実施中に事故等があったときは、必要に応じ速やかにけが人等を医療機関に搬送するなどの対応を行うとともに、市、参加者の家族及びその他関係者に報告をしなければならない。
- (4) 教室の会場として使用した施設及びその備品等は、使用後に清掃を行

うとともに整理整頓し、当該施設の管理者に返却しなければならない。

(5) 教室の会場として使用した施設及びその備品等を破損したときは、速やかに当該施設の管理者及び市に報告しなければならない。

(その他)

第13条 その他教室の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。